

福祉部 令和4年2月定例府議会提出予定議案の概要

1. 事件議決案（6件）

| 件名 | 概要 | 所管課 |
|--------------------------|--|-------------------|
| 指定管理者の指定の件 | <p>公の施設に係る指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。</p> <p>大阪府立こんごう福祉センター 【指定期間】 令和4年4月1日から令和9年3月31日 【指定する団体】 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団</p> | 障がい福祉室 地域生活支援課 |
| 修徳学院環境改善事業の施行に伴う負担金徴収の件 | <p>令和4年度において大阪府が施行する修徳学院環境改善事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、地方財政法第27条の規定により議決を求める。</p> <p>【受益市】堺市 【負担金】2,045万3,000円</p> | 子ども室 家庭支援課 |
| 修徳学院環境改善事業の施行に伴う負担金変更の件 | <p>令和3年度において大阪府が施行中の修徳学院環境改善事業の事業費の変更に伴う受益市の負担金の変更について、地方財政法第27条の規定により議決を求める。</p> <p>【負担金】変更前 2,389万3,000円 変更後 1,753万5,720円</p> | 子ども室 家庭支援課 |
| 大阪府障害者扶養共済制度掛金に関する債権放棄の件 | <p>大阪府障害者扶養共済制度掛金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった132万8,400円及び当該掛金に係る遅延損害金</p> | 障がい福祉室 地域生活支援課 |
| 高齢者住宅整備資金貸付金に関する債権放棄の件 | <p>高齢者住宅整備資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号に規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった19万7,464円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p> | 高齢介護室 介護支援課 |

| | | |
|----------------------------|--|---------------|
| 大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する債権放棄の件 | 大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】 回収不能となった188万1,786円及び当該貸付金に係る遅延損害金 | 子ども室 家庭支援課 |
|----------------------------|--|---------------|

2. 条例案
(一部改正5件)

| 件名 | 概要 | 所管課 |
|--|---|--|
| 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正の件 | 社会福祉法の改正により、社会福祉連携推進法人の認定等の事務が追加されたため、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、当該事務を忠岡町ほか3町村が処理することとする。 【施行予定期日】令和4年4月1日 | 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 |
| 大阪府社会福祉施設設置条例の一部改正の件 | 大阪府立障害者交流促進センターについて、施設使用に係る使用料を指定管理者の収入となる利用料金とするとともに、障がい者に係るスポーツの指導者を養成するための講習を廃止することに伴い、受講料の規定を削除する。 【施行予定期日】令和5年4月1日 | 障がい福祉室 自立支援課 |
| 大阪府立こころ福祉センター条例の一部改正の件 | 大阪府立こころ福祉センターについて、障害者支援施設及び障害福祉サービスに係る業務を廃止し、障がい児のみを受け入れる福祉型障害児入所施設とする改正を行う。 【施行予定期日】令和5年4月1日 | 障がい福祉室 地域生活支援課 |
| 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(省令)の改正により、児童福祉施設の長による懲戒に係る権限の濫用を禁止する規定の対象から、18歳以上の者が除かれたことに伴い、条例において同趣旨の改正を行う。 【施行予定期日】令和4年4月1日 | 障がい福祉室 生活基盤推進課 子ども室 家庭支援課 |
| 大阪府福祉行政事務手数料条例及び大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 | 社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、規定の整備(条ずれ是正)を行う。 【関係条例】 ・大阪府福祉行政事務手数料条例 ・大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 【施行予定期日】令和4年4月1日 | 障がい福祉室 生活基盤推進課 高齢介護室 介護事業者課 |

3. 報告案（1件）

| 件 名 | 概 要 | 所 管 課 |
|---------------------------------------|---|---------------|
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起及び和解の専決処分の件 | <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起及び和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分にしたので、同条第 2 項の規定により報告する。</p> <p>訴えの提起 【件 数】 8 件 【専決日】 令和 4 年 1 月 12 日</p> <p>和解 【件 数】 2 件 【専決日】 令和 4 年 2 月 9 日</p> | 子ども室 家庭支援課 |